

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）業務の名称及び数量

令和 7 年度湖山池水質測定局（上昭橋及び湖山水門）における多項目水質測定機器の更新業務一式

（２）業務の仕様

別添「令和 7 年度湖山池水質測定局（上昭橋及び湖山水門）における多項目水質測定機器の更新業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）業務の期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）令和 6 年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が機械等（建物等以外）保守点検の計測・分析機器保守点検に登録されている者であること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第157号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県生活環境部 自然共生社会局 水環境保全課

4 入札手続等

（１）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課水環境担当

電話 0857-26-7870

電子メール mizukankyuhouzen@pref.tottori.lg.jp

（２）競争入札参加資格者名簿に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

（３）入札説明書等の交付方法

令和 7 年 9 月 17 日（水）から同月 26 日（金）までの間にインターネットのホームページ（生活環境部自然共生社会局水環境保全課（<https://www.pref.tottori.lg.jp/mizutaiki/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年9月17日（水）から同月26日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年10月9日（木）午前11時

イ 開札日時

即時開札

ウ 場所

鳥取県庁第2庁舎 9階 第20会議室

（5）郵送等による入札

不可とする。

5 入札に関する問合せの取扱い

（1）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メール又は郵便等（必着）により4の（1）の場所に令和7年9月22日（月）午後5時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（2）疑義に対する回答

（1）の質問については、令和7年9月24日（水）にインターネットのホームページ（生活環境部自然共生社会局水環境保全課（<https://www.pref.tottori.lg.jp/mizutaiki/>））によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

（1）本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、4の（1）の場所に令和7年9月26日（金）午後5時までに電子メール、郵便等（必着）又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに7の事前提出物を提出しない者及び開札の時に於いて入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

（2）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（4）提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

（5）提出期限以降における事前提出物の差替え及び再提出は認めない。ただし、県が指示した場合は、この限りでない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

（1）入札参加資格確認書（様式第1号）

（2）2の（4）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年9月30日(火)までに電子メールにて通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
 - ア 提出期限
令和7年10月2日(木)午後5時(必着)
 - イ 提出場所及び方法
4の(1)の場所に電子メールにて提出すること。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和7年10月7日(火)までに電子メールにより回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札により行うものとし、入札書は、所定の様式(様式第3号)を使用すること。
- (2) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封書に入れ、表面に業務名、業務場所、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、密封して提出しなければならない。
- (3) 入札書に記載する金額は、契約申込金額(消費税及び地方消費税の額を含めた金額)とする。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (4) 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とする。
- (5) 入札者は、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、入札を行う際に委任状(様式第4号)を提出しなければならない。ただし、年間委任状を4の(2)の場所に提出している場合はこの限りでない。
- (7) 入札書及び委任状のあて名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。
- (8) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (10) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (11) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 2の入札参加資格のない者のした入札
- (2) 6の入札参加資格者に要求される事項を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理人をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を4の(2)の場所へ提出している場合はこの限りでない。

- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 記名のない入札書による入札
- (7) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (8) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札
- (9) 入札書の金額、氏名その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札
- (10) 入札書の金額に訂正を施した入札書による入札
- (11) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。
- (2) 2 回の再入札によっても落札者が決定しないときは、政令第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づく随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合がある。その場合は次のとおりとする。
 - ア 不落随契に伴う見積依頼は、入札者に対して行うものとする。
 - イ 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。
 - ウ 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与

させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(6) 守秘義務

受注者は、本業務の履行に際し知り得た情報を漏らしてはならない。

(7) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第5号)を、4の(1)の場所に提出すること。

(8) 13の契約書の作成に当たっては、契約書に記載する条項と仕様書に記載した契約条項に該当する規定の趣旨が相反する場合又は疑義を生ずるおそれがある場合は、当該規定を仕様書から削除し、又は修正することがある。

(9) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書(様式第6号)を、4の(1)の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。